

# 中華人民共和國

## 擔 保 法

1995年6月30日 第8期全國人民代表大會常務委員會第14回會議通過、1995年10月1日より施行

### 第1章 總則

第1条 資金融通と商品流通を促進し、債権の実現を保障し、社会主義市場經濟を發展させるために、本法を制定する。

第2条 貸借、売買、貨物運輸、加工請負等の經濟活動において、債権者が担保という方式でその債権の実現を保障する必要がある場合は、本法の規定に基づき担保を設定することができる。本法規定の担保の方式は、保証、抵当、質、留置及び手付金である。

第3条 担保活動においては、平等、自由意思、公平、誠実信用の原則を遵守しなければならない。

第4条 第三者が債務者のために債権者に担保を提供する場合は、債務者に見返り担保の提供を要求することができる。見返り担保には、本法の担保の規定を適用する。

第5条 担保契約は主たる契約に対する従たる契約で、主たる契約が無効の場合は、担保契約も無効である。担保契約の別の定めがある場合は、その定めによる。

担保契約の無効が確認された後に、債務者、担保設定者、債権者に過失があった場合は、その過失によりそれぞれが相応の民事責任を負わなければならない。

### 第2章 保証

#### 第1節 保証と保証人

第6条 この法律で保証とは、保証人と債権者による約定で、債務者が債務を履行しない場合、保証人が約定に基づき債務を履行し又は責任を負う行為を指す。

第7条 債務弁済を代替する能力を持つ法人、その他の組織又は公民は、保証人となるこ

とができる。

第 8 条 国家機関は保証人となってはならない。但し、国务院の批准により、外国政府又は国際経済組織の融資を使用するために転貸を行う場合は除く。

第 9 条 学校、幼稚園、病院等、公共利益を目的とする事業単位、社会团体は、保証人となってはならない。

第 10 条 企業法人の出先機関、職能部門は、保証人となってはならない。企業法人の出先機関に法人の書面による授權がある場合は、授權範囲内で保証を提供することができる。

第 11 条 如何なる組織と個人は、銀行等の金融機関又は企業に対して、他人に保証を提供することを強要してはならない。銀行等の金融機関又は企業は、他人への保証の提供の強要に対して、これを拒絶する権利を有する。

第 12 条 同一債務に二人以上の保証人がいる場合、保証人は保証契約に定める保証割当額に基づき、保証責任を負う。保証割当額を定めていない場合は、保証人は連帯責任を負い、債権者はいずれの保証人に対しても、全額につき保証責任を負うよう要求することができる。いずれの保証人も、すべての債権の実現を保証する義務を負う。保証債務を履行した保証人は、債務者に対して求償し、又は連帯責任を負うその他の保証人に、その引き受けるべき割当額を弁済するよう要求することができる。

## 第 2 節 保証契約と保証の方式

第 13 条 保証人と債権者は、書面により保証契約を締結しなければならない。

第 14 条 保証人と債権者は、一つの主たる契約につきそれぞれ保証契約を結ぶことができ、最高債権額限度内において、一定期間に継続して発生する金銭消費貸借契約又は何らかの商品取引契約についての保証契約を締結することができる。

第 15 条 保証契約は、以下の内容を含んでいなければならない。

- (1) 保証を受ける主債権の種類、金額。
- (2) 債務者が債務を履行する期限。
- (3) 保証の方式。
- (4) 保証で担保する範囲。
- (5) 保証期間。

(6) 双方が約定の必要を認めるその他の事項。

保証契約が、前項に定める内容を完全に備えていない場合は、補正することができる。

第 16 条 保証の方式には下記の方式がある。

(1) 一般保証。

(2) 連帯責任保証。

第 17 条 当事者が保証契約において、債務者が債務を履行できないときには保証人が保証責任を負うと約定しているものを一般保証とする。一般保証の保証人は、主たる契約の紛争が裁判又は仲裁を経ておらず、かつ債務者の財産が法による強制執行を受けてもなお債務を履行できなくなるまでは、債権者に対して保証責任の履行を拒否することができる。

次の各号のいずれか一つに該当する場合は、保証人は前項に規定する権利を行使することはできない。

(1) 債務者の住所が変わることにより、債権者がその債務の履行を要求するにあたって重大な困難が発生した場合。

(2) 人民法院が債務者の破産事件を受理し、執行手続を中止した場合。

(3) 保証人が、書面により前項に規定する権利を放棄した場合。

第 18 条 当事者が保証契約において、保証人と債務者が債務に対して連帯責任を負うと約定しているものを連帯責任保証とする。連帯責任保証の債務者が、主たる契約に規定する債務履行期間が満了してもその債務を履行しない場合は、債権者は債務者に債務の履行を要求することができ、又保証人にその保証範囲内で保証履行の履行を要求することもできる。

第 19 条 当事者が保証の方式を定めておらず、又は約定が不明確な場合は、連帯責任保証としての保証責任を負う。

第 20 条 一般保証及び連帯責任保証の保証人は、債務者の抗弁権を有する。債務者が債務に対する抗弁権を放棄した場合でも、保証人は抗弁権を有する。抗弁権とは、債権者が債権を行使する際に、債務者が、法定事由に基づいて債権者の請求権の行使に対抗する権利のことをいう。

### 第 3 節 保証責任

第 21 条 保証で担保する範囲には、主債権及び利息、違約金、損害賠償金及び債権を実現する費用が含まれる。保証契約に別の定めがある場合にはそれによる。当事者が保証で

担保する範囲を定めておらず、又は約定が不明確な場合は、保証人は債務全部について責任を負わなければならない。

第 22 条 保証期間中に、債権者が法に基づき主たる債権を第三者に譲渡する場合は、保証人は元の保証で担保する範囲において、引続き保証責任を負う。保証契約に別段の定めがある場合はそれによる。

第 23 条 保証期間中に、債務者が債務を譲渡することを債権者が許可する場合、保証人の書面による同意を得なければならず、保証人が譲渡に同意していない債務については、保証人は保証責任を負わない。

第 24 条 債権者と債務者の協議により主たる契約を変更する場合、保証人の書面による同意を得なければならず、保証人の書面による同意がない場合は、保証人は保証責任を負わない。保証契約に別の定めがある場合はそれによる。

第 25 条 一般保証の保証人と債権者が、保証期間を定めていない場合は、保証期間は主たる債務の履行期限満了の日から 6 か月とする。契約で定めた保証期間及び前項で定める保証期間において、債権者が債務者に対して訴訟の提起又は仲裁の申請を行わない場合は、保証人の保証責任は免除される。債権者がすでに訴訟を提起し又は仲裁を申請している場合は、保証期間には訴訟時効中断の規定が適用される。

第 26 条 連帯責任保証の保証人と債権者が保証期間を定めていない場合は、債権者は主たる債務の履行期限満了の日から 6 か月以内に、保証人に保証債務を履行するよう要求する権利を有する。契約に定める保証期間及び前項に規定する保証期間において、債権者が保証人に保証債務を履行するよう要求しない場合は、保証人の保証責任は免除される。

第 27 条 保証人が、第 14 条の規定に基づき、継続して発生する債権について保証を行い、保証期間を約定していない場合は、保証人は、随時書面により債権者に保証契約の終了を通知することができる。但し、債権者に通知する前に発生した債権については、保証責任を負う。

第 28 条 同一の債権に保証も物的担保もある場合は、保証人は物的担保以外の債権について、保証責任を負う。債権者が物的担保を放棄した場合は、保証人は債権者が権利を放棄した範囲において、保証責任が免除される。

第 29 条 企業法人の出先機関が法人の書面による授權を経ずに、又は授權範囲を超えて債

権者と保証契約を締結した場合は、その契約又は授權範囲を超えた契約の部分が無効となる。債権者と企業法人に過失のある場合は、その過失に応じてそれぞれが民事責任を負わなければならない。債権者に過失のない場合は、企業法人が民事責任を負う。

第 30 条 次の各号のいずれか一つに該当する場合は、保証人は民事責任を負わない。

- (1) 主たる契約の当事者双方が結託し、保証人を欺いて保証させた場合。
- (2) 主たる契約の債権者が詐欺、脅迫等の手段により、保証人に真実の意思に反する状況の下において、保証させた場合。

第 31 条 保証人は保証責任を負担した場合、債務者に求償する権利を有する。

第 32 条 人民法院が債務者の破産事件を受理した後、債権者が債権を申告しなかった場合は、保証人は破産財産の分配に参加し、事前に求償権を行使することができる。

### 第 3 章 抵当権

#### 第 1 節 抵当権と抵当物

第 33 条 本法で抵当とは、債務者又は第三者が第 34 条に定める財産に対する占有を移転せず、その財産を債権の担保とすることをいう。債務者が債務を履行しない場合には、債権者は本法の規定に基づきその財産を金銭評価し、又は競売、換金によって得られた代価をもって、優先的に弁済を受ける権利を有する。前項に規定する債務者又は第三者を抵当権設定者、債権者を抵当権者、担保を提供する財産を抵当物という。

第 34 条 以下の財産は、抵当権を設定することができる。

- (1) 抵当権設定者が所有する建物及びその他の地上定着物。
- (2) 抵当権設定者が所有する機械、交通運輸手段及びその他の財産。
- (3) 抵当権設定者が法に基づき処分する権利を有している国有の土地使用権、建物及びその他の地上定着物。
- (4) 抵当権設定者が法に基づき処分する権利を有している国有の機械、交通運輸手段及びその他の財産。
- (5) 抵当権設定者が法に基づき請け負い、発注側が抵当権の設定に同意した荒れた山、川、丘、干潟等の荒地の土地使用権。
- (6) 法に基づき抵当権を設定することができるその他の財産。

抵当権設定者は、前項に定める財産に一括して抵当権を設定することができる。

第 35 条 抵当権設定者が担保する債権は、その抵当物の価値を超過してはならない。財産

抵当権を設定した後、その財産の価値が、担保される債権を上回った場合の余剰部分は、再度抵当権を設定することができるが、その余剰部分を超えてはならない。

第 36 条 法に基づき取得した国有地上にある建物抵当権を設定する場合は、その建物が占有する範囲内の国有地の土地使用权にも、同時に抵当権が設定される。払下方式で取得した国有土地使用权に抵当権を設定する場合は、抵当権設定時に、国有地上の建物にも、同時に抵当権を設定しなければならない。

郷（鎮）村営企業の土地使用权は、単独で抵当権を設定することはできない。郷（鎮）村営企業の工場建物等の建築物に抵当権を設定する場合には、その占有する範囲内の土地使用权も、同時に抵当権を設定する。

第 37 条 以下の財産には、抵当権を設定することができない。

（1）土地所有権。

（2）耕地、宅地、自留地、自留山等の集団所有の土地使用权。但し、第 34 条第 5 号、第 36 条第 3 項に定める場合を除く。

（3）学校、幼稚園、病院等公共の利益を目的とする事業単位、社会団体の教育施設、医療衛生施設及びその他の社会公益施設。

（4）所有権、使用权が不明又は争いのある財産。

（5）法に基づき封印、差押、監督管理を受けている財産。

（6）法に基づき抵当権を設定できないその他の財産。

## 第 2 節 抵当権設定契約と抵当権設定登記

第 38 条 抵当権設定者と抵当権者は、書面により抵当権設定契約を締結しなければならない。

第 39 条 抵当権設定契約は、以下の内容を含んでいなければならない。

（1）保証される主たる債権の種類、金額。

（2）債務者が債務を履行する期限。

（3）抵当物の名称、数量、品質、状況、所在地、所有権の帰属又は使用权の帰属。

（4）抵当権設定により担保する範囲。

（5）当事者が定める必要があると認めるその他の事項。

抵当権設定契約が、前項に定める内容を完全に備えていない場合は、補正することができる。

第 40 条 抵当権設定契約において、抵当権者と抵当権設定者が、債務履行期限までに抵当権者が弁済を受けていない場合に、抵当物の所有権が債権者の所有に移転することを契約

において定めてはならない。

第 41 条 当事者が第 42 条に規定する財産に抵当権を設定する場合、抵当権設定登記を行わなければならない、抵当権設定契約は登記の日から効力を生ずる。

第 42 条 抵当物の登記は、以下に挙げる部門で行う。

(1) 地上定着物のない土地使用权に抵当権を設定する場合は、土地使用权証書を審査し発行した土地管理部門。

(2) 都市不動産又は郷(鎮)、村営企業の工場建物等の建築物に抵当権を設定する場合は、県級以上の地方人民政府が規定する部門。

(3) 樹林に抵当権を設定する場合は、県級以上の樹林主管部門。

(4) 航空機、船舶、車輛に抵当権を設定する場合は、運輸手段の登記部門。

(5) 企業の設備及びその他の動産に抵当権を設定する場合は、財産所在地の工商行政管理部門。

第 43 条 当事者がその他の財産に抵当権を設定する場合は、自発的意思により抵当権設定登記を行うことができる。抵当権設定契約は締結日より効力を生じる。当事者が抵当権設定登記をしていない場合は、第三者に対抗することはできない。当事者が抵当権設定登記を行う場合、その登記部門は抵当権設定者の所在地の公証部門となる。

第 44 条 抵当権設定登記を行う場合は、登記部門に下記の文書又はその写しを提供しなければならない。

(1) 主たる契約書及び抵当権設定契約書。

(2) 抵当物の所有権又は使用权証書。

第 45 条 登記部門に登録した資料については、閲覧、書取又は複写を許可しなければならない。

### 第 3 節 抵当権の効力

第 46 条 抵当権が担保する範囲には、主債権、利息、違約金、損害賠償金及び抵当権実行のための費用が含まれる。抵当権設定契約に別の定めがある場合は、その定めによる。

第 47 条 債務履行期限が到来しても、債務者が債務を履行せず、抵当物が人民法院に法に基づき差し押えられた場合は、抵当権者は、差押の日から、抵当物から分離した自然果実及び抵当権設定者が抵当物から取得することのできる法定果実を取得する権利を有する。

抵当権者が、抵当物が差し押さえられたことを法定果実を弁済しなければならない義務者に通知しない場合は、抵当権の効力は、その果実には及ばない。前項の果実は、まず果実取得の費用に充てなければならない。

第 48 条 抵当権設定者がすでに賃貸している財産に抵当権を設定する場合は、書面で賃借者に告知しなければならない。原賃貸借契約は、引続き有効とする。

第 49 条 抵当権設定期間中に、抵当権設定者がすでに登記済の抵当物を譲渡する場合は、抵当権者に通知し、同時に譲受者に譲渡物にすでに抵当権が設定されている状況を告知しなければならない。抵当権設定者が抵当権者に通知せず又は譲受者に告知しなかった場合は、譲渡行為は無効とする。抵当物を譲渡した価格が、その価値を明らかに下回っている場合は、抵当権者は抵当権設定者に、相応の担保の提供を要求することができる。抵当権設定者が担保を提供しない場合は、抵当物を譲渡することはできない。抵当権設定者が抵当物を譲渡して得た代金は、抵当権者に対して担保とした債権を繰り上げて弁済し、又は抵当権者との約定による第三者に供託しなければならない。債権の額を超えた部分については、抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が弁済する。

第 50 条 抵当権は、債権と分離して単独で譲渡し又はその他の債権の担保とすることはできない。

第 51 条 抵当権設定者の行為が、抵当物の価値を減少させるに足るものである場合は、抵当権者は、抵当権設定者にその行為の停止を要求する権利を有する。抵当物の価値が減少した場合は、抵当権者は抵当権設定者に、抵当物の価値の回復又は減少した価値に相当する担保の提供を要求する権利を有する。抵当権設定者に抵当物の価値の減少について過失がない場合は、抵当権者は、抵当権設定者が損害によって得た賠償の範囲内でのみ担保の提供を要求することができる。抵当物の価値が減少していない部分については、引続き債権の担保とする。

第 52 条 抵当権とその担保が設定された債権とは、同時に存在し、債権が消滅すれば、抵当権も消滅する。

#### 第 4 節 抵当権の実現

第 53 条 債務履行の期限が満了しても抵当権者が弁済を受けていない場合は、抵当権設定者と協議の上、抵当物を金銭評価し、又は抵当物の競売、換金によって得られた代金をもって、弁済を受けることができる。合意に達しない場合は、抵当権者は人民法院に訴訟を

提起することができる。 抵当物を金銭評価又は競売、換金した後、その代価が債権の額を超過した部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足している部分については債務者が弁済する。

第 54 条 同一財産に対して 2 人以上の債権者が抵当を設定している場合は、抵当物を競売、換金により得た代価は、以下の規定に基づき弁済するものとする。

(1) 抵当権設定契約が登記によって有効となる場合は、抵当物登記の前後の順に基づき弁済する。順位が同じの場合は、債権の比率によって弁済する。

(2) 抵当権設定契約が、締結の日から有効となり、その抵当物がすでに登記されている場合は、本条 1 号の規定に基づき弁済する。未登記の場合は、契約が有効となる時期の前後の順に弁済する。順位が同じ場合は、債権の比率によって弁済する。抵当物がすでに登記されている場合は、未登記の場合に優先して、弁済を受ける。

第 55 条 都市不動産抵当権設定契約の締結後、土地上に新增設された不動産は、抵当物には属さない。抵当にされている不動産につき競売申立する必要がある場合は、法に基づきその土地上に新增設された建物を抵当物と共に競売申立することができるが、新增設した建物の競売による代金については、抵当権者は優先的に弁済を受ける権利を持たない。本法の規定により、請け負った荒地の土地使用権に抵当権を設定する場合又は郷（鎮）、村営企業の工場建物等の建築物の占有範囲内の土地使用権抵当権を設定する場合は、抵当権を実現した後、法定の手順を経なければ、土地の集団所有及び土地の用途を変更することはできない。

第 56 条 分与した国有土地使用権につき競売申立して得た代金は、法に基づき納付すべき土地使用権譲渡金に相当する金額を納めた後、抵当権者が優先的に弁済を受ける権利を有する。

第 57 条 債務者のために担保を差し入れた第三者は、抵当権者が抵当権を実現した後、債務者に求償する権利を有する。

第 58 条 抵当権は、抵当物の滅失によって消滅する。消滅によって得た賠償金は、抵当権の対象財産としなければならない。

## 第 5 節 根抵当権

第 59 条 この法律で根抵当権とは、抵当権設定者が抵当権者と協議の上、最高債権限度額内で、抵当物をもって一定期間に連続して発生する債権に対する担保とすることをいう。

第 60 条 金銭消費貸借契約には、根抵当権設定契約を付することができる。債権者と債務者が、ある商品について一定期間内に連続して取引が発生することにより締結する契約には、根抵当権設定契約を付することができる。

第 61 条 根抵当権設定契約の主たる契約の債権は、譲渡してはならない。

第 62 条 根抵当権には、本節の規定のほか、本章のその他の規定も適用する。

## 第 4 章 質権

### 第 1 節 動産質

第 63 条 この法律で動産質とは、債務者又は第三者が、その動産を債権者に占有移転し、その動産を債権の担保とすることをいう。債務者が債務を履行しない場合は、債権者は本法の規定に基づきその動産を金銭評価し、又は競売、換金によって得られた代価をもって、優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債務者又は第三者を質権設定者、債権者を質権者、引き渡される動産を質物とする。

第 64 条 質権設定者と質権者は、書面により質権設定契約を締結しなければならない。質権設定契約は、質物が質権者の占有者に引き渡されたときから効力を生じる。

第 65 条 質権設定契約は、以下の内容を含んでいなければならない。

- (1) 担保される主債権の種類、金額。
- (2) 債務者が履行する債務の期限。
- (3) 質物の名称、数量、品質、状況。
- (4) 質権が担保する範囲。
- (5) 質物の引渡時期。
- (6) 当事者が定めることが必要と認めたその他の事項。

質権設定契約が、前項に定める内容を完全に備えていない場合は、補正することができる。

第 66 条 質権設定者と質権者は、契約の中で、債務の履行期限が満了しても質権者が弁済を受けていない場合に質物の所有権が質権者に移転することを定めてはならない。

第 67 条 質権の担保範囲には、主債権、利息、違約金、損害賠償金、質物保管費用及び質権実行のための費用が含まれる。質権設定契約で別の定めがある場合は、その定めによる。

第 68 条 質権者は、質物から生じた繁殖成果を取得する権利を有する。質権設定契約で別に定めている場合は、その定めによるものとする。

前項の繁殖成果は、まず繁殖成果取得の費用に充てなければならない。

第 69 条 質権者は、質物を適切に保管する義務を負う。保管の不備により、質物が滅失又は破損した場合は、質権者は民事責任を負わなければならない。

質権者が質物を適切に保管できず、滅失又は破損の虞れのある場合は、質権設定者は質権者に質物を供託するよう要求することができ、又は債務の繰上弁済により、質物を返還するよう要求することができる。

第 70 条 質物に損壊又は価値の明らかな減少の虞れがあり、質権者の権利を害するに足る場合は、質権者は質権設定者に、相応の担保を提供するよう要求することができる。質権設定者が担保を提供しない場合は、質権者は質物を競売又は換金することができ、かつ質権設定者と協議の上、競売又は換金して得た代価を被担保債権の繰上弁済に充て、又は質権設定者との間で定めた第三者に供託する。

第 71 条 債務の履行期限が満了し、債務者が債務を履行した場合又は質権設定者が担保を設定した債権を繰上弁済した場合は、質権者は質物を返却しなければならない。債務履行期限が満了しても質権設定者が弁済を受けていない場合は、質権設定者と協議の上、質物を金銭評価し、法に基づく質物の競売、換金をすることができる。質物を金銭評価又は競売、換金した後、その代価が債権額を超過した部分については、質権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が弁済する。

第 72 条 債務者に担保として質権を設定した第三者は、質権者が質権を実行した後、債務者に対する求償権を有する。

第 73 条 質権は、質物の滅失により消滅する。滅失により得た賠償金は、質権の対象財産としなければならない。

第 74 条 質権と被担保債権とは同時に存在し、債権が消滅した場合、質権も消滅する。

## 第 2 節 権利質

第 75 条 下記の権利は、質権を設定することができる。

(1) 為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉庫証券、貨物引渡証。

- (2) 法に基づき譲渡できる有限責任会社の持分、株券。
- (3) 法に基づき譲渡できる商標専用権、特許権、著作権中の財産権。
- (4) 法に基づき質権設定することができるその他の権利。

第 76 条 為替手形、小切手、約束手形、債権、預金証書、倉庫証券、貨物引渡証に質権を設定する場合は、契約で定められた期限内に、権利証書を質権者に交付しなければならない。質権設定契約は、権利証書を交付した日から効力を生じる。

第 77 条 支払日又は貨物引渡日が明記されている為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉庫証券、貨物引渡証に質権を設定する場合は、為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉庫証券、貨物引渡証の支払日又は貨物引渡日が債務履行期限より早い場合は、質権者は債務履行の期限満了前に支払又は引渡を受けることができ、質権設定者と協議の上、支払われた代金又は受け取った貨物を、担保を設定した債権の繰上弁済に充て、又は質権設定者との間で定めた第三者に供託することができる。

第 78 条 法に基づき譲渡できる株券に質権を設定する場合は、質権設定者と質権者は書面による契約を締結しなければならない。かつ証券登記機関で質権設定登記を行わなければならない。質権設定契約は、登記の日から効力を生じる。株券に質権を設定した後は、譲渡できない。但し、質権設定者と質権者が協議の上同意した場合は、譲渡できる。質権設定者が株券を譲渡して得た代金は、被担保債権の繰上弁済に充て、又は質権者との間で定めた第三者に供託しなければならない。有限責任会社の持分に質権を設定する場合は、会社法の持分譲渡に関する規定を適用する。質権設定契約は、持分の質権設定が出資者名簿に記載された日から効力を生じる。

第 79 条 法に基づき譲渡できる商標専有権、特許権、著作権中の財産権に質権を設定する場合は、質権設定者と質権者は書面による契約を締結しなければならない。かつその管理部門で質権設定登記を行わなければならない。質権設定契約は、登記の日から効力を生じる。

第 80 条 第 79 条に規定する権利に質権を設定した後、質権設定者は譲渡し又は他人が使用することを許可してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議の上同意した場合は、譲渡し又は他人が使用することを許可することができる。質権設定者が得た譲渡料、許可料は、被担保債権の繰上弁済に充て、又は質権者との間で定めた第三者に供託しなければならない。

第 81 条 権利質には、本節の規定のほか、本章第 1 節の規定を適用する。

## 第5章 留置権

第82条 この法律で留置とは、第84条の規定により、債権者が契約の定めに基づき債務者の動産を占有し、債務者が契約に定める期限に債務を履行しない場合は、債権者は本法の規定に基づきその財産を留置し、その財産を金銭評価し、又は競売、換金によって得られた代価をもって、優先的に弁済を受ける権利を有することをいう。

第83条 留置権が担保する範囲には、主債権、利息、違約金、損害賠償金、留置物の保管費用及び留置権を実行する費用が含まれる。

第84条 保管契約、輸送契約、加工請負契約により発生する債権につき債務者が債務を履行しない場合に、債権者は留置権を有する。

法律の規定により留置できるその他の契約には、前項の規定を適用する。

当事者は契約において、留置できない物を定めることができる。

第85条 留置する財産が分割できる場合、留置物の価値は債務の金額に相当していなければならない。

第86条 留置権者は、留置物を適切に保管する義務を負う。保管の不備により留置物が滅失又は破損した場合は、留置権者は民事責任を負わなければならない。

第87条 債権者と債務者は、契約において、債権者が財産を留置した後、債務者は遅くとも2か月以内に債務を履行すべきことを定めなければならない。債権者と債務者が契約で定めていない場合は、債権者が債務者の財産を留置した後、2か月以上の期限を確定して、債務者に債務の期限内履行を通知しなければならない。

債務者が期限を過ぎても履行しない場合、債権者は債務者と協議の上、留置物を金銭評価し、又は法に基づく留置物の競売、換金をすることができる。

留置物を金銭評価又は競売、換金した後、その代価が債権額を超過した部分については、債務者の所有に帰し、不足している部分については債務者が弁済する。

第88条 留置権は、下記の原因により消滅する。

(1) 債権が消滅した場合。

(2) 債務者が別の担保を提供し、かつ債権者が受領した場合。

## 第6章 手付金

第 89 条 当事者は、一方が他方に手付金を支払い、債権の担保とすることを定めることができる。債務者が債務を履行した後、手付金は代金とし、又は回収しなければならない。手付金を支払った一方が、契約に定める債務を履行しない場合は、手付金の返還を要求する権利を有しない。手付金を受領した一方が定める債務を履行しない場合は、手付金を倍にして返還しなければならない。

第 90 条 手付金は書面により契約しなければならない。当事者は手付金契約において、手付金支払の期限を定めなければならない。手付金契約は、現実手付金を支払った日から効力を生じる。

第 91 条 手付金の金額は当事者が定める。但し主たる契約の目的物の金額の 20% を超えないこと。

## 第 7 章 附則

第 92 条 この法律で不動産とは、土地及び建物、林木等の地上定着物をいう。この法律で動産とは、不動産以外のものをいう。

第 93 条 この法律で保証契約、抵当権設定契約、質権設定契約、手付金契約は、当事者間の担保的性質を有する書簡、ファクシミリ等を含み、単独で結んだ書面契約でもよく、また主たる契約中の担保条項でもよい。

第 94 条 抵当物、質物、留置物の金銭評価或いは換金は、市場価格を参照すべきである。

第 95 条 海商法等の法律で、担保について特別規定のあるものは、その規定による。

第 96 条 本法は 1995 年 10 月 1 日より施行する。

\*\*\*\*\*

### 注記:

中国内において担保法に関する法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国内において法的効力をもつ正式文書ではありません。